

津幡町告示第40号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年政令第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり指定したので、同条第2項及び津幡町財務規則（昭和60年規則第1号）第60条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

石川県津幡町長 矢田富郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

名称	事務所の所在地
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地

2 指定公金事務取扱者に委託した手数料の徴収事務

コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書交付手数料

- ・住民票の写し（全部／一部）
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍全部（一部）事項証明書
- ・戸籍の附表の写し

3 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年2月27日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和8年2月27日